

新型コロナウイルス感染症の影響による資格更新時の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響による資格更新時に必要な CPD ポイントの取扱いについては、令和 2 年 10 月 28 日に下記 1 の要約のとおりお知らせしておりますが、今回、下記 2 のとおり、資格の更新（以下「更新」という。）に必要な CPD ポイントが不足であった場合等の取扱いについてお知らせいたします。

1. 更新時に必要な CPD ポイントの取扱いについて

「A」：地籍調査管理技術者、地籍調査担い手技術者、地籍調査管理技術者補

「B」：地籍総合技術監理者

H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
「A」				更新				
「A」				更新				
「A」				更新				
「A」				更新				
「B」				更新				
「B」				更新				

区分	換算年数	更新ポイント	左のうち協会	繰越ポイント上限	左のうち協会
「A」：H 2 9～R 2 更新・登録→R 4～7 更新（5 月）					
本来	5 年	3 0	2 0		
軽減	4 / 5 年	2 4	1 6	6	4
「B」：H 3 0～R 1 登録→R 5～6 更新（1 1 月）					
本来	5 年	4 0	2 0		
軽減	4 / 5 年	3 2	1 6	8	4

2. 更新に必要な CPD ポイントが不足であった場合等の取扱いについて

(1) 上記の者については、新型コロナウイルス感染症の影響から特例として、

① 今回の更新時に必要な CPD ポイント（軽減後）に不足があった場合も更新を認めます。
なお、下記（2）にご留意のうえ申請願います。

② ただし、その不足分については、次回の更新時に本来の CPD ポイントに加算して申請していただきます。また、今回の更新時に必要な CPD ポイントを超えた CPD ポイントを取得された場合は、昨年度お知らせしておりますとおり、本来の CPD ポイントまでの分を上限として次回の更新時に減算して申請可とします。

次回の更新時に必要な CPD ポイントの計算方法は下記【参考】「次回更新時 CPD ポイントの計算方法について」にてご確認願います。

③ また、次回更新においては、更新に必要な CPD ポイント（過不足分を含む）を取得するまで更新は認めないことといたします。（下記（2）②にご留意願います。）

(2) 更新の申請に当たっての留意事項

- ① CPDポイント過不足確認のため、必ず「**測量CPD学習履歴証明書**」を提出していただきます。なお、**測量CPD学習履歴証明書以外の受講証明書の提出等は一切認めません。**
- ② 更新の際には当協会からお知らせする時期までに、必要書類の提出等の申請手続きを取っていただく必要がありますが、この申請手続きを遅延された場合、
 - 「A」は更新年の9月末までに、「B」は更新年の翌年の9月末までに、申請手続きを取られない場合はHPの資格者名簿から氏名を削除させていただきます。
 - また、「A」は更新年の翌年の9月末までに、「B」は更新年の翌々年の9月末までに、申請手続きを取られない場合は、これ以降の更新（再登録）を認めず資格は失効となり、再度、資格の取得が必要となります。
なお、本期限までに手続きを取られ再登録される場合の登録年月日は手続きが終了した日となりますが、次の更新期限は本来の期限と同日となります。

【参考】「次回更新時CPDポイントの計算方法について」

1. 計算式等

(1) 計算式

- ① (今回更新に必要なポイント) - ② (今回取得ポイント) = ③ (過不足ポイント)
- ③ (上記 過不足ポイント) + ④ (次回更新に本来必要なポイント) = ⑤ (次回更新時ポイント)

(2) 上記内訳

- ① 今回更新に必要なポイント：24ポイント（うち協会16ポイント以上）
- ② 今回取得ポイント：測量CPD学習履歴証明書のポイント
- ③ 過不足ポイント：算出
- ④ 次回更新に本来必要なポイント：30ポイント（うち協会20ポイント以上）
- ⑤ 次回更新時ポイント：算出

2. 「①今回更新に必要なポイント」に対する「②今回取得ポイント」の状況

(1) 不足の場合

- 例A：① (24 (協会16)) - ② (23 (協会15)) = ③ (1 (協会1))
③ (1 (協会1)) + ④ (30 (協会20)) = ⑤ (31 (協会21))

例B：測量CPD学習履歴証明書の提出がない場合

- ① (24 (協会16)) - ② (0 (協会0)) = ③ (24 (協会16))
- ③ (24 (協会16)) + ④ (30 (協会20)) = ⑤ (54 (協会36))

(2) 同じの場合

- 例C：① (24 (協会16)) - ② (24 (協会16)) = ③ (0 (協会0))
③ (0 (協会0)) + ④ (30 (協会20)) = ⑤ (30 (協会20))

(3) 超えた場合

例D : ① (24 (協会16)) - ② (25 (協会17)) = ③ (▲1 (協会▲1))

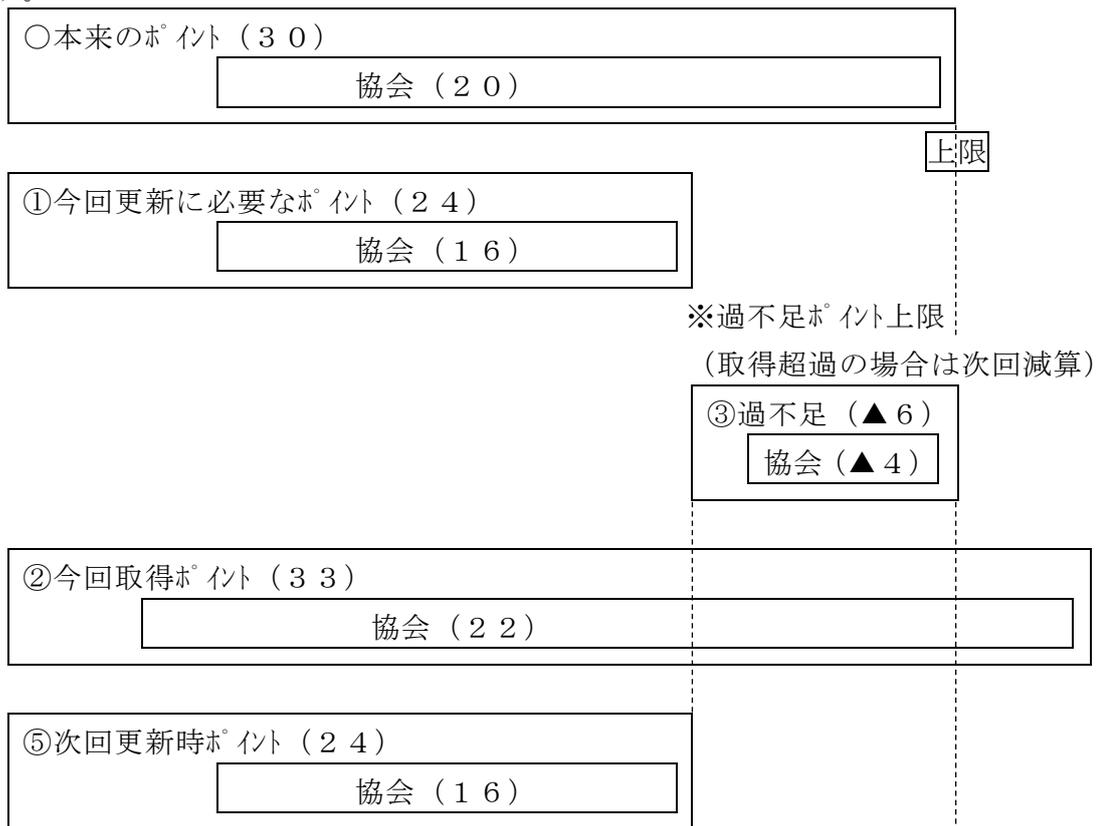
③ (▲1 (協会▲1)) + ④ (30 (協会20)) = ⑤ (29 (協会19))

例E : ① (24 (協会16)) - ② (30 (協会20)) = ③ (▲6 (協会▲4))

③ (▲6 (協会▲4)) + ④ (30 (協会20)) = ⑤ (24 (協会16))

例F : ②今回取得ポイントが(31以上(協会21以上))となり、本来のポイント(30(協会20))を超えていた場合、例えば、②今回取得ポイントが(33(協会22))の場合、①(24(協会16)) - ②(33(協会22)) = ③(▲9(協会▲6))
となりますが、

上記2(1)②の「今回の更新時に必要なCPDポイントを超えたCPDポイントを取得された場合は、本来のCPDポイントまでの分を上限として次回の更新時に減算して申請可とします。」のとおり、③過不足ポイントについては、本来のポイント(30(協会20))までの分を上限として、①今回更新に必要なポイント(24(協会16))との差(▲6(協会▲4))が上限となります。このため、本来のポイントより②今回取得ポイントを超えていた場合は、その超えていたポイントを本来のポイントに置き換えて計算していただくこととなります。



従って、②今回取得ポイント(33(協会22))の場合は、

① (24 (協会16)) - ② (30 (協会20)) = ③ (▲6 (協会▲4))

③ (▲6 (協会▲4)) + ④ (30 (協会20)) = ⑤ (24 (協会16))

また、②今回取得ポイント(35(協会18))の場合は、

① (24 (協会16)) - ② (30 (協会18)) = ③ (▲6 (協会▲2))

③ (▲6 (協会▲2)) + ④ (30 (協会20)) = ⑤ (24 (協会18))

なお、今回更新対象者の皆様に送付しております「更新の申請手続きについて」には、

【参考】「次回更新時CPDポイントについて」の記載例

(2) 3) 超えた場合

例F：① (24 (協会16)) - ② (33 (協会22)) = ③ (▲6 (協会▲4))
③ + ④ (30 (協会20)) = ⑤ (24 (協会16)) (注) 上限に注意。

としておりますので、「② (今回取得ポイント)」につきましては、② (33 (協会22)) 又は、② (30 (協会20)) のいずれかとし、③ (▲6 (協会▲4)) と記載していただきますようお願いいたします。

(4) 全体ポイントは超え協会ポイントは不足など過不足混在の場合

例G：②今回取得の協会ポイントが(協会11以下)の場合、今回取得の測量系ポイント(全体ポイント)によっては、計算上、⑤次回更新時ポイントにおいて、協会ポイントより測量系ポイントが少なくなる場合があります。

例えば、②今回取得ポイント(28 (協会3))の場合

① (24 (協会16)) - ② (28 (協会3)) = ③ (▲4 (協会13))

③ + ④ (30 (協会20)) = ⑤ (26 (協会33))

となりますが、協会ポイントは測量系ポイントの内数(協会ポイント取得に伴い測量系ポイント加算)であることから、協会ポイントより測量系ポイントが少なくなることはありません。

このため、協会ポイントより測量系ポイントが少ない場合には、⑤の測量系ポイントは協会ポイントと同数となります。

① (24 (協会16)) - ② (28 (協会3)) = ③ (▲4 (協会13))

③ + ④ (30 (協会20)) = ⑤ (33 (協会33))

例H：① (24 (協会16)) - ② (22 (協会18)) = ③ (2 (協会▲2))

③ + ④ (30 (協会20)) = ⑤ (32 (協会18))

令和4年2月18日

令和4年3月9日 (【参考】追記)

一般社団法人 日本国土調査測量協会